

戸籍法の一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、虚偽の届出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申出による戸籍の再製の制度の創設等をしようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

第一 申出による再製

一、申出による戸籍の再製

1 不実の記載等及びその訂正がされた戸籍の再製

虚偽の届出等若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤によって記載がされ、かつ、その記載につき、戸籍法の規定によって訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があったときは、法務大臣はその再製について必要な処分を指示する。ただし、再製によって記載に錯誤又は遺漏がある戸籍となるときは、この限りでない。

い。

2 文字の訂正、追加又は削除がされた戸籍の再製

市町村長が記載をするに当たって文字の訂正、追加又は削除をした戸籍について、当該戸籍に記載されている者から、当該訂正、追加又は削除に係る事項の記載のない戸籍の再製の申出があったときも、法務大臣は、その再製について必要な処分を指示する。

二、除かれた戸籍への準用

一は、除かれた戸籍について準用する。

第二 その他

一、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二、経過措置

この法律による改正後の規定は、施行前に虚偽の届出等によって不実の記載がされ、その記載につき訂正がされた戸籍等についても、これを適用する。